

熊本県災害時保健所業務支援チーム派遣要領

(趣旨)

第1条 本要領は、熊本県地域防災計画に定める医療救護計画及び保健衛生計画に基づき、保健医療調整現地本部が設置される被災地を所管する保健所(以下「被災保健所」という。)が行う災害時の健康危機管理調整業務について、県内で相互支援するための職員派遣に必要な事項を定める。

(業務)

第2条 支援は、職員を派遣する保健所(以下「支援保健所」という。)単位を基本に、災害初動の業務を補助する「初動チーム」と、その後の管理調整業務を支援する「支援チーム」として、次の業務を行う。

(1) 初動チームの主な業務

- ①被災保健所の業務上の課題及び支援ニーズ等の分析、報告
- ②被災情報等の収集と分析評価、報告
- ③保健医療調整現地本部の立上げ及び保健医療救護活動等の総合調整体制の構築支援
- ④本庁、関係機関との情報収集・伝達共有ラインの構築支援等

(2) 支援チームの主な業務

- ①初動チームからの引継等
- ②被災情報の収集と分析評価、報告及び対策の企画立案支援
- ③保健医療調整現地本部が開催する対策会議等の企画運営
- ④保健医療救護活動等の総合調整支援
- ⑤フェーズに応じた公衆衛生業務の支援

(発動要件)

第3条 初動チームは、県内で災害が発生し、保健医療調整現地本部が設置された場合、自動的に発動することとする。ただし、災害が局地的な場合等、被災保健所の意向確認のうえ発動を停止できるものとする。

2 支援チームは、初動チームの報告をもとに、健康福祉部長が認めた場合に発動することとする。なお、必要に応じ、災害時健康危機管理支援チーム(以下「DHEAT」という。)の派遣要請を検討するものとする。

(発動命令)

第4条 前条の発動に際し、健康福祉部長は健康危機管理課を通じて各チーム構成員の属する所属長に発動命令し、所属長が各職員に職務命令を行う。

2 前項により職務命令を受けた職員は、被災保健所長の指揮命令のもと、第2条の業務を行うものとする。

(組織)

第5条 初動チームと支援チームは、支援保健所長をリーダーに、獣医師、薬剤師、保健師、

栄養士、事務職員等、第2条の業務を行うのに必要な職員で構成する。なお、人選については、D H E A T養成研修受講者や熊本県実地疫学調査チーム及び災害支援の経験者等を中心に、原則としてリーダーが選定する。

2 初動チームの派遣は、リーダー1名及び職員3名以内での構成を基本に、リーダーからの報告を受けて健康福祉部長が指名する。

3 支援チームの派遣は、リーダー1名及び職員5名程度の構成を基本として、健康福祉部長が指名する。

(報告)

第6条 初動チーム及び支援チームは、必要な都度、その業務結果について健康福祉部長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、健康危機管理課調整班に置き、次の各号に関する業務を行う。

(1) 順番表を含む、基本的な支援スキームの作成及び見直し

(2) チーム構成員及び構成員の属する所属長等との連絡調整

(2) 職員の専門研修への派遣及び報告会等の開催

(3) 報告内容のとりまとめ

(補足)

第8条 この要領に定めのない事項については、健康福祉部長が別に定める。また、弾力的に運用し、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。